

ISSN L2433-2631

オンラインジャーナル

言論の研究と教育

VOLUME 3 2020

(研究論文)

植村裁判の東京地裁判決に見られる論理破綻野中善政 1

NONAKA Yoshimasa : Logic failures in the Tokyo District Court judgment
of the Uemura trial

(短 信)

インターネット社会のスケープゴートینگ早野慎吾 33

HAYANO Shingo: Online Scapegoating

アジア・言論研究会

2020年6月7日発行

編集・発行 アジア・言論研究会

植村裁判の東京地裁判決に見られる論理破綻

野中善政(宮崎大学名誉教授)

Logic failures in the Tokyo District Court judgment of the Uemura trial

NONAKA Yoshimasa

【要約】

植村裁判は、元新聞記者植村隆氏が西岡力氏らと雑誌社による論文・記事で「捏造記記者」と批難されたことで、社会の不特定多数からの脅迫状が植村氏と家族に寄せられるなど過剰なバッシングを受けたことに対し、名誉棄損の回復と被害の補償を求める純然たる民事裁判である。しかし東京地裁判決には、裁判所が民事裁判の原則である「弁論主義」と「当事者主義」を逸脱し、また被告に有利な「裁判所認定適示事実」を設定した上で誘導尋問によって原告から言質をとり、当該適示事実の「真実相当性」を導いた形跡が見られる。また公益性の認定において、原告が被害に遭ったことが「公益」とあるとの論旨を展開している。

1. はじめに

元朝日新聞記者・植村隆が元東京基督大学教授・西岡力とジャーナリスト櫻井よしこを名誉棄損で訴えた裁判（以下、「植村裁判」と言う。）の控訴審判決が2020年3月3日に示され、原告の請求が全て棄却されるに至った。

植村裁判は、韓国の慰安婦問題究明運動団体の呼びかけに応じて元従軍慰安婦が戦後初めて韓国で名乗り出たことを報じた植村氏の記事^[2]（1991年8月11日掲載、以下「植村記事A」あるいは「原告記事A」と言う。）及び人格に対する西岡氏らの批難（植村記事Aを批判する西岡氏らの論文・記事は1992年に始まり、2014年頃集中的に週刊誌、雑誌に掲載された）に刺激されて社会の不特定多数による植村氏と家族へのバッシングが誘発され、また植村氏が二度に亘り就職の機会を失うなどの苦痛を被ったことで、西岡氏らが記事を削除し、植村氏の名誉を回復する謝罪広告を掲載すること、及び慰謝料と訴訟費用の負担を西岡らに請求するものである^[12]。

本小論では植村記事が23年の時を経て2014年に西岡氏らによって激しく批難されるに至った背景とは何か、およそ近代法治国家においてあってはならないこと、一人のジャーナリストが過去に書いた記事を理由に社会の不特定多数によってバッシングを受け、生命の危険すら脅かされるような事態が誘発されにも関わらず、その災難への最小限の救済措置の求めがなぜ司法によって聞き届けられないのか、言論の自由・基本的人権擁護への危機意

識から、この裁判が抱える問題について考察する。

植村記事の掲載後 1993 年、日本政府は官房長官による調査報告という形で第二次大戦中の朝鮮半島を含む広範な地域における従軍慰安婦徴募への旧日本軍の関与を認めて謝罪する「河野談話」^[5]を公表し、その中で慰安婦が甘言、強圧による等、本人の意思に反して徴募された事例が数多くあったことを認めた。さらにアメリカ連邦議会下院は 2007 年、旧日本軍が徴募した従軍慰安婦を「性奴隷」と認定し、日本に対して事実の承認、元従軍慰安婦への謝罪と補償を勧告する 121 号決議（従軍慰安婦問題の対日謝罪要求決議）^{[7][8]}を採択した。

現時点で振り返れば、植村記事^[2]は従軍慰安婦問題における国際社会の流れを予告した報道の一端を担ったという位置付けができる、西岡氏らが主張するように果たして「歴史を捏造して火の無い処に煙を起し、日米韓の関係を悪化させ、日本の国益を損ねた」という評価になるのだろうか、そうではないだろう。わが国が国際社会の勧告を受け入れ、女性の人権擁護の理念で国際社会と協調する方向に歩むことが国益に反するとはとても思えない。植村裁判の判決はなんらかの力学で大局を見失い、国際社会の理解とかけ離れた地点に着地しつつあるのではないか、この点について本小論で考察する。

2. 植村裁判の概要と経過

2-1 原告が悪夢と語り、被告が勝利を誤解した裁判

2015 年 4 月 27 日、元朝日新聞記者植村隆氏が西岡力・東京基督大学教授（当時）と株式会社文芸春秋を相手取った名誉棄損裁判の第 1 回口頭弁論が東京地裁民事部 33 部で開かれた。原告植村に対する名誉棄損の内容は、被告西岡らが、原告の記事^{[2][4]}（1991 年 8 月 11 日及び同年 12 月 25 日に朝日新聞に掲載、元日本軍従軍慰安婦として戦後初めて名乗り出た韓国人女性の証言内容を報道したもの、以降「植村記事 A, B」と言う。）を批判する論文・記事を 1992 年から 2014 年に至るまで雑誌「文芸春秋」等に寄稿し続け、1998 年以降は「記事の捏造」という表現で批判をエスカレートさせて原告の人格を批難し続けたことである。この訴訟の口頭弁論は 2019 年 5 月 10 日まで 16 回を重ねて結審し、2019 年 6 月 26 日に判決が示され、被告西岡力と文芸春秋の表現と記事が「名誉棄損に該当する」と認定されたものの、①原告の請求をいずれも棄却する、②裁判費用を原告の負担とする、との判決が示され、原告敗訴が言い渡される結果となった^{[18][19]}。

これに対し植村隆は東京高裁に控訴し、2019 年 10 月 29 日及び同年 12 月 16 日に行われた 2 回の口頭弁論を経て 2020 年 3 月 3 日に控訴審判決が示されたが、当該判決は一審判決を支持し、原告植村の控訴をすべて棄却するものであった。

詳細は省略するが、植村隆氏がジャーナリスト・櫻井よしこ氏を同趣旨の名誉棄損で告訴した裁判が札幌地裁、札幌高裁で並行して進み、2020 年 2 月 6 日に札幌高裁の控訴審判決が示された。この判決内容は植村－西岡裁判の東京高裁判決と同様、原告植村の控訴をすべて棄却するものであった。植村隆氏は 2018 年 11 月 9 日の植村－櫻井裁判の札幌地裁判決

後、同年 11 月 15 日に外国特派員協会で記者会見^[14]を行い、「判決は私の記事が捏造であるとは認定していない。言論、論証ですべて勝利し、法廷の判決で負けた悪夢のような裁判になった」と語った。

以下では、被告西岡らが原告植村の人格攻撃にまで批判をエスカレートさせるに至った植村記事、原告弁護団の声明^{[19][23]}、そして被告西岡が判決をどのように捉えているか^[24]を示し、本小論で焦点を当てた「東京地裁一審判決」^[18]（以下「地裁判決」と言う。）への視座を準備することにする。

植村氏が 1991 年 8 月 11 日に朝日新聞大阪版に掲載した記事（植村記事 A）は次のような記事である。

「元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀重い口開く

日中戦争や第二次大戦の際、「女子挺身（てい）身隊」の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた「朝鮮人従軍慰安婦」のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり、「韓国挺身隊問題対策協議会」（尹貞玉・共同代表、十六団体約三十万人）が開き取り作業を始めた。同協議会は十日、女性の話を録音したテープを朝日新聞記者に公開した。テープの中で女性は「思い出すと今でも身の毛がよだつ」と語っている。体験をひた隠しにしてきた彼女らの重い口が、戦後半世紀近くたって、やっと開き始めた。

尹代表らによると、この女性は六十八歳で、ソウル市内に一人で住んでいる。（中略）女性の話によると、中国東北部で生まれ、十七歳の時、だまされて慰安婦にされた。二、三百人の部隊がいる中国南部の慰安所に連れて行かれた。慰安所は民家を使っていた。五人の朝鮮人女性がおり、一人に一室が与えられた。女性は「春子」（仮名）と日本名を付けられた。一番年上の女性が日本語を話し、将校の相手をしていた。残りの四人が一般の兵士二、三百人を受け持ち、毎日三、四人の相手をさせられたという。「監禁されて、逃げ出したいという思いしかなかった。相手が来ないように思いつづけた」という。また週に一回は軍医の検診があった。数ヶ月働かされたが、逃げることができ、戦後になってソウルへ戻った。結婚したが夫や子供も亡くなり、現在は生活保護を受けながら、暮らしている

－ 植村隆、朝日新聞大阪版 27 面 1991 年 8 月 11 日」

2020 年 3 月 3 日、東京高裁控訴審判決^[22]（以下「高裁判決」と言う。）後に植村隆弁護団は次のような声明^[23]を発表した。

「元朝日新聞記者植村隆氏が、元「慰安婦」金学順氏の証言に関する 91 年の新聞記事を巡って、株式会社文藝春秋と西岡力氏を訴えた訴訟の控訴審で、東京高等裁判所は、本日、植村隆氏の控訴を棄却する判決を下した。・・・(略)・・・

高裁の判断は、弁護団から反論の機会を奪った不意打ちであり、到底許されない。

・・・(略)・・・

判決は、8月の植村記事中「女子挺身隊の名で」という記載は「強制連行を意味する」との前提で、植村氏は意図的に事実と異なる記事を書いたとの一審の認定を指示している。しかし、そもそも、8月の記事には、はっきりと「だまされて慰安婦にされた」と書いてあるではないか。植村氏において強制連行をでっち上げしようという悪しき意図があったとすれば、「だまされて慰安婦にされた」等と書くわけがない。本判決の認定は常識をはるかに逸脱している。

以上からすれば、本判決は結論先にありきの、あまりに杜撰な判決であると批判せざるを得ない。

他方、高裁判決は、①植村氏が金氏の、キーセンに身売りされたという経歴を知っていたのにあえてこれを記事にしなかった事実、②植村氏は義母の裁判を有利にするために意図的に事実と異なる記事を書いたとの事実については、いずれも真実と認めることはできないとした。これは控訴審の大きな成果であり、植村氏の名誉が一部であれ回復した。」

高裁控訴審判決^[22]（2020年3月3日）に対する西岡力氏の見解は、植村弁護団の声明と対極をなしている。西岡氏が主宰する「歴史認識問題研究会」ホームページ^[24]に次のように記されている（<>内は高裁判決で追加された文言と説明されている）。

「◎判決（2020年3月3日 東京高裁）

- ①「控訴人（植村）は、金学順が経済困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、<このことを記事にすると権力による強制連行という前提にとって都合が悪いため>、あえてこれを記事にしなかった」
- ②「控訴人（植村）が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、<権力による強制連行という前提を維持し>、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった」
- ③「控訴人（植村）が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた」

上記3点の真実性・真実相当性が争点となり、地裁・高裁共に①②は真実相当性、③は真実性を認め、西岡会長の完全勝訴となります。

高裁では、地裁判決をさらに補強して西岡会長の主張の正当性を認めたこととなります。また、地裁同様、③の植村氏の新聞記事が捏造であったことを高裁も認めたこととなります。

・・・(略)・・・

・植村弁護団の声明（「植村裁判を支える市民の会」）・・・(略)・・・

上記①、②はそれぞれ地裁・高裁にて「真実相当性」が認められた部分です。確かに、「真実と認めることはできない」で間違いではありませんが、この2点は地裁判決から何ら変化がなく、むしろ西岡会長の正当性を補強して西岡会長の主張の正当性を認めたこととなります。」

植村裁判地裁判決の論考に入る前に、西岡氏の上記判決解釈において、「<>内は高裁で追加された文言」と説明されていることについて注釈が必要であろう。

この文言は、上記の植村記事について西岡氏が種々の論文・記事において批判した内容を地裁判決で「裁判所認定摘示事実1, 2（以下、「認定摘示事実1, 2」と言う。）」と整理されたものを高裁判決が引き継ぐ上で、西岡氏の論文の原文に近い形に修正するべく付加されたものである。従って<>内の文言は高裁判決が新たにつけ加えた事実認定ではなく、西岡氏の主張を引用したものであるが、これによって植村裁判の争点がより明確に提示されたと言えないこともない。つまり高裁判決は、地裁判決にも増して、植村記事が「権力による強制連行という前提に立って書かれた」とする判断の方に一步、二歩踏み込んでいることになる。

2-2 植村裁判の転回点

植村東京弁護団は、東京地裁判決^[18]後、2019年6月に、判決抗議声明^[19]を発表し、地裁判決の背景について、裁判所の現政権（安倍内閣）への忖度があったのではないかとの強い懸念を次のように表明していた。

「本日の判決は、弁護団のこれらの立証を一顧だにしないものであり、「慰安婦問題は解決済み」という現政権の姿勢を忖度した、政治的判決だといわざるを得ない。

原裁判官は、昨年11月<2018年11月>に一度本件審理を結審した後、本年2月<2019年2月>に突如弁論を再開し「朝日新聞第三者委員会報告書」を証拠採用した。この時採用した「朝日新聞第三者委員会報告書」も判決ではふんだんに援用されている。つまり、原克也裁判長は当初より植村氏を敗訴させることを予定していたが、植村氏を敗訴させるだけの証拠が不足していたことからあえて弁論を再開し、被告らに有利な証拠だけを採用したとしか思えない。要するに、本件判決は、最初から結論を決められていたものであって、予断に基づいてなされた判決であり、近代司法の根本原則を踏みにじるものですらある。

4 以上のとおり、本日の判決は現政権に忖度した言語道断な不当判決であり、私たち弁護団は、到底受け入れることはできない。弁護団はこの不当判決に直ちに控訴し、植村氏の名誉を回復し、従軍慰安婦制度の全ての被害者の尊厳を回復するため全力で闘う決意である。」

<>内は筆者の註

東京地裁は2015年4月から2018年11月まで14回開かれた口頭弁論の内容が被告西岡に不利と考えたためか、第15回口頭弁論（2019年2月）において、植村裁判とは直接関係のない（植村氏は第14回口頭弁論で一市民の名誉回復を求める裁判であること強調した）、主に朝日新聞の「吉田証言関連報道」を検証した「第三者委報告書」を証拠として提出するよう被告に促した。植村弁護団は、東京地裁がそれを以て植村記事の根にも同様な吉

田証言関連記事と同様な(狭義の)強制連行説があったことの状況証拠とするため訴訟指揮をしたことを指摘した。裁判長の訴訟指揮の「違法性」について「植村裁判判資料室」に次のように記載されている^[17]。

「(略)・・・民事裁判には「弁論主義」と「当事者主義」という基本原則がある。審理は被告と原告が出した証拠や証言のみに基づくこととされており、裁判官はそれ以外の証拠や資料を用いることはできない。原裁判長の指示は、この原則に明らかに反した職権の行使だった。

原裁判長が提出を求めたのは、朝日新聞社の慰安婦報道に関する「第三者委員会報告書」の「全文」だった。この報告書は、朝日新聞社が弁護士や学者、評論家ら7人の識者に検証作業を委嘱し、その結果をまとめて2014年12月に発表したものである。内容の大半は、じっさいにはなかった「吉田清治虚偽証言」を書いた記事に関するものであり、「吉田証言」とはまったく関係がない植村さんの記事は主要テーマとはなっていない。しかも、この報告書の「要約版」は被告側が提出しており、また、植村さんの記事についての部分を抜粋した箇所は植村さん側が提出していた。

それなのに、どうして裁判所は提出を求めたのか。理由は明らかではないが、報告書全文の中には被告側に有利と思われる部分があり、それを材料とした判決を導き出そうとしているのではないか。植村弁護団はそう判断して、東京地裁に原裁判長ら3裁判官の忌避申し立てを行った。・・・(略)」

朝日新聞社第三者委員会報告書(以下「第三者委報告書」^[9]と言う。)は一審判決で重要な役割を果たしたが、地裁判決に引用された報告書の箇所は植村記事に関する具体的な指摘^[10]に限られていた。しかし、前記の弁護団声明のとおり、控訴審では1991年当時の朝日新聞の慰安婦報道体制を検証した「第三者委報告書」が証拠として全面的に採用され、同報告書の提言に従い植村記事Aの一部修正がなされた事実が高裁判決でより一層重視された。

原告の旧勤務先が依頼してまとめた業務改善提言は、原告にとっては既にまったく手の届かない所にある「押印済証文」である。被告西岡らが、何らかの政治的思惑で、原告が過去に書いた記事をことさら原告の個人的著作物とみなし、それに的を絞って批判を繰り返す名誉棄損行為を正当化するために、裁判所が「訴訟の原則」を逸脱し、特権によって被告らにその「押印済証文」を利用させたといっても過言ではないだろう。

高裁判決は「控訴人(植村)は従軍慰安婦の強制連行に関する吉田供述に言及した朝日新聞の記事は少なかったと主張するが、原告各記事の前後にわたり、同社が吉田供述に依拠して強制連行があったとの立場で記事を掲載し続けていたことは明らかである」([22]23頁20行目)として、同新聞社の細部の事情は一切審理の対象外として原告の供述を退けている。まるで被告西岡らや裁判官の方が同新聞社の事情に詳しいと言わんばかりである。

従軍慰安婦問題について国内の意見が二分されているために、植村裁判は憲法が定める

表現・言論の自由と公共の福祉の調整に限定されず、従軍慰安婦問題に対する国際法を視野に入れた裁判所のセンスを問うものであった。原告弁護団は、結局のところ裁判所が、当該判決によって、慰安婦問題に対する現政権の姿勢に付度したことを指摘する。

3. 植村裁判東京地裁判決の構造と問題点

原告植村の訴訟内容は、原告が朝日新聞記者であった当時に従軍慰安婦問題に関する新記事に対し、被告西岡が同記事の内容が捏造であるなどとする論文等を発表したことで、原告の名誉が毀損され、平穏な生活を営む法的利益が侵害されたとして、被告西岡らに当該記事の削除、原告への謝罪広告の掲載、原告への慰謝料、弁護士費用の合計 1100 万円の支払いを請求するものであった。判決で裁判の争点が二つに整理された^[18]。

争点 1 (本件各表現による原告の社会的評価の低下)

争点 2 (違法性・責任阻却自由)

争点 1 は、植村記事に対する被告西岡の論文等における各表現 (批判ないしは批難) が原告の社会的評価の低下をもたらすものであるか否かである。争点 2 は、被告西岡の論文等における各表現が原告の社会的評価の低下をもたらすものであると認定された場合に、それが名誉棄損 (違法性) であるか否か (責任阻却自由) は次の基準によるとするものとされた。

(1) 「その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるに相当の理由があれば、その故意又は過失は否定され、不法行為は成立しない (最高裁昭和 37 年 (オ) 第 815 号同 41 年 6 月 23 日第一小法廷判決・民集 20 卷 5 号 1118 頁参照)。」

(2) 「その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り違法性を欠き、さらに、意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において当該真実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失が否定される (最高裁平成 6 年 (オ) 第 978 号同 9 年 9 月 9 日第三小法廷・民集 51 卷 8 号 3804 頁参照)。」

さらに判決では被告西岡による原告植村の社会的評価を低下させる行為 (被告による植

村記事への批判ないし批難)の類型が「裁判所認定摘示事実」(以下、「認定摘示事実」と言う。)として次の三つに整理されている([18]36頁)。

(1) 認定摘示事実1「①原告が、金学順のキーセンに身売りされたとの経歴を認識しながらあえて記事にしなかったという意味において、意図的に事実と異なる記事を書いた。」

(2) 認定摘示事実2「原告が、義母の裁判を有利にするために意図的に事実と異なる記事を書いた。」

(3) 認定摘示事実3「原告が、義母の裁判を有利にするために意図的に、金学順が女子挺身隊として日本軍によって戦場に強制連行されたとの、事実と異なる記事を書いた。」

以上により裁判所は「一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈し」([18]32頁)、認定摘示事実1～3の重要部分について「それが真実であることの証明があるとき」に、もしくは当該行為者において「それが真実と信ずるに足る相当の理由があれば」、当該行為者、被告の故意又は過失が否定されるとの判断基準を示したことになる。

従って「認定摘示事実1～3」が適切に設定されているか否かは、判決の論旨全体の明晰さに決定的な影響を与えることになる。「認定摘示事実」の設定に含まれる問題点を以下に述べる。

(ア) 原告・被告の「事実」への視点がもともと異なること

原告は原告の視点での「事実」に即して記事を書いたと主張し、被告は被告の視点での「事実」に照らし、植村記事に矛盾する記述があるのは原告が意図的に「事実」と異なることを書いたからだと主張する。従って、この場合の「事実」とは何かについて、前もって調整されていなければ、「摘示事実」の設定として意味をなさず、その真偽の判定はもとより不可能である。

例えば、原告の記事がもともとは韓国における「従軍慰安婦」問題追求の報道であるとの視点で、「裁判所認定事実」を

「植村記事Aは、ニュース源を明記した上で、「従軍慰安婦」問題追求における韓国での新たな進展—元「従軍慰安婦」が初めて名乗り出た—を報道した署名入り記事である。(植村記事Aは掲載後に提起された韓国の元「従軍慰安婦」らによる日本国を被告とする平成3年訴訟(裁判所による略称)とその主張を正しく予告した。)」

とすれば、被告らによる植村記事の摘示表現を整理した「認定摘示事実1～3」のちぐはぐさが明確になる。反対に被告らが想定する「事実」を「裁判所認定事実」とした場合、「認

定摘示事実1～3」の「真実性」ないしは「真実相当性」が裁判所の認定によるものである以上、改めて考察されるまでもなく自動的に導かれてしまうことにもなる。

「裁判所認定事実1～3」の誤りについては、東京控訴審第1回口頭弁論（2019年10月29日）^[20]において穂積剛弁護士が次のような組み立てで意見陳述を行っている。

「摘示事実認定の誤り

(1) 「経歴」不記載について

・・・(略)・・・

(2) 本件摘示事実の「中核」

・・・(略)・・・

(3) あるべき「摘示事実」

したがって摘示事実としては、

「控訴人は、金学順が慰安婦にされた理由が実際にはキーセンに身売りされたことだと知っていたにも関わらず、あえてキーセンへの身売りについて記事に記載せず、そのことによつて意図的に事実と異なる記事を書いた」≠「経歴を書かなかった」

でなければならない。真実性及び相当性の対象として検討されるべき事実も、この摘示事実でなければならない。最も重要なこの「キーセンへの身売りが慰安婦にされた原因だと控訴人は知っていた」の箇所を欠落させた原判決の判示は、重大な誤りである。

・・・(略)」

(イ)「従軍慰安婦」徴集手段における「連行」と「だまされる」の区別は国際法上無意味であること

植村記事Aは前文と本文から成り、金学順（記事Aでは匿名）が17歳の時、結果として旧日本軍「慰安所」に収容される経緯について、前文では「連行」、本文では「だまされて」と記載されている。「従軍慰安婦」徴集方法における「連行（強制）」と「だまされる（甘言、詐欺、勧誘、人身売買）」はいずれも日本が1925年に批准した「婦人・児童の売買を禁止する国際条約」に違反することに違いはない。金学順の証言（植村記事A^[2]、平成3年訴訟「原告らの経歴」35^[1]）のとおりならば、戦時中とは言え、朝鮮、中国東北部を舞台として、なぜこのようなことがまかり通っていたのか、その理由について吉見は、

「この国際条約には、これを植民地などに適用しなくてもよいとの規定があった。植民地などに関して、1910年条約は、実施するときは文書をもって通告すると定め（第11条）、1921年条約は、適用除外する場合は宣言することができる（第14条）としていた。日本政府はこの規定を利用して、この条約を朝鮮・台湾などには適用しないこととしたのである。つまり、明白に異なった取り扱いを行っていたのであった。」（[6]165頁）

と説明している。

植村記事Aが1991年に朝日新聞に掲載された以降、第一節に述べたように、日本政府は

1993年、「河野談話」^[5]を公表し、慰安婦が甘言、強圧による等、本人の意思に反して徴集された事例が数多くあったことを認めた。

またアメリカ連邦議会下院は2007年、旧日本軍及び政府が公娼制度の延長として策定した従軍慰安婦制度を「20世紀における最大の人身取引事件のひとつ」と認定し、日本に対して元従軍慰安婦への謝罪を勧告する121号決議^[6]を採択した。これについて、オランダ国会下院、カナダ国会下院、ヨーロッパ議会、韓国国会、台湾立法院も日本政府に対し、元慰安婦への謝罪なり賠償を勧告する決議を採択した^[7]。いずれの決議・声明も旧日本軍及び政府がその支配地域の女性たちを「性奴隷」の表現に象徴される悲惨な状態に追い込み、「複合的に女性の人権を侵害した」^[8]国際法違反（戦争犯罪）の責任を追求しているのであり、旧日本軍及び政府が従軍慰安婦を徴集した個別手段の違法性と責任の度合いを問題にしているわけではない。

被告西岡らが植村記事への批難を集中させた2014年当時既に国際社会は旧日本軍の慰安所・慰安婦制度そのものを国際法違反（戦争犯罪）と明確に認識しており、慰安婦の招集方法が「連行（強制）」だったのか、あるいは仲介者を入れ、結果的に女性たちを「だました（甘言・詐欺・勧誘・人身売買）」のか、歴史学者の関心は別として、それらの区分は国際社会にとって第一義的な関心事ではなかった。

原告植村は「韓国挺身隊問題対策協議会」から提供された金学順の証言テープに基づき植村記事Aを書いた。1991年の金学順の証言については韓国のハンギョレ新聞に次のように記載されている。

「(略)・・・1924年満州吉林省で生まれた金さんは父親が生後100日で亡くなってしまい、生活が苦しくなった母親によって14歳のときに平壤にあるキーセンの検番の義父に売られていった。3年間の検番生活を終えた金さんが初めて就職だと思って、検番の義父に連れられていったところが、華北のチョルベキジンの日本軍300名余りがいる小部隊の前だった。「私を連れて行った義父も当時、日本軍人にカネももらえず武力で私をそのまま奪われたようでした。・・・(略)」([18]21頁3行目)

金学順(当時17歳)の口から「連行」という言葉自体は発せられていないが、「武力で私をそのまま奪われた」とあり、少なくとも金学順が慰安所に連れ去られる時点では慰安婦になることを承諾しないまま(21歳以下の場合は承諾の有無に関わらず国際法違反)、日本軍に「強制連行」されたことが示唆されている。

また、旧日本政府及び旧日本軍が軍隊慰安婦の徴集に組織的に関与したとする主張とともに金学順を含む三名の元慰安婦の経歴を添えた「平成3年訴訟」訴状^[9]に鑑みれば、原告が、当時の状況認識の下で、金学順が日本軍慰安所に収容された経緯について「連行」と「だまされて」を記事に併記する必然性は十分あったことが窺える。元慰安婦の証言テープを聴取した新聞記者が、資料提供に応じた団体の主張も考慮し、その証言をどのように表現する

か、記者の個性が反映されるのは自然であり、植村記事 A が署名入りの記事である由縁である。従って記事を書いた原告の当時の認識を詳細に問うことなく、形式的二分法によって「認定摘示事実 3」の真偽を判断することはもとよりできない。

(ウ) 記事作成において記載事項が取捨選択されたこと

原告は一次情報の証言テープに基づいて記事を書いた。(テープが完全な形で残っていないため、控訴審判決では一審判決を覆す物証として採用されなかった。)原告は、(a)金学順氏がキーセンの経歴についてテープの中で証言していなかったことが原告の記事に金学順氏のキーセンの経歴を記載しなかった理由であると証言している。また原告は、仮に他の情報によって金学順氏のキーセンの経歴を知っていたとしても、(b)経歴を記載する必要があるとは考えなかったと証言している。仮に証言(b)を採用すれば、「認定摘示事実 1」にある「認識しながらあえて記事にしなかった」ことは形式上真だが、それは「韓国で初めて元慰安婦が名乗り出た」というニュースの意味について「意図的に新聞読者をミスリードするため」と断定する理由はなく、実務的に限られた字数の記事に「記載する情報を取捨選択した」ためと解することは可能であり、自然である。前記(イ)と同じく原告の当時の認識を詳細に問うことなく、形式的二分法によって「認定摘示事実 1」の真偽を判断することはもとよりできない。

(エ) 韓国で「女子挺身隊」が「従軍慰安婦」と同じ意味で使われていたのはなぜか

被告西岡が植村記事 A について最も強く批判したのはその前文であり、地裁判決 25 頁に次のように記されている。

「被告西岡は、平成 9 年以降、従軍慰安婦問題についての論考を雑誌において複数発表し、その中で原告記事 A について批判した。具体的には、被告西岡は、雑誌「諸君！」平成 9 年 5 月号に掲載された「慰安婦問題」誰も誤報を訂正しないと題する論考では、原告記事 A の「女子挺身隊の名」で戦場に連行されとのリード部分について、「まったくのウソを大きく報じた責任は重大である。」と批判した。」([18]25 頁 13 行目)

地裁判決 15~16 頁の記述によれば、もともと「女子挺身隊」とは、国家総動員法のうち女子挺身勤労令により、国家総動員法 5 条が規定する「総動員業務」について工場などで労働に従事する女性たちのことであり、法令上「従軍慰安婦」とまったく異なる勤労奉仕団である。しかし、韓国においては、女子挺身隊又は挺身隊と従軍慰安婦が混同して理解されており、朝鮮人女性が女子挺身隊又は挺身隊の名で従軍慰安婦として動員された旨報じる新聞記事が多数あった。また 1991 年当時の日本国内の報道においても、「日中戦争から太平洋戦争にかけて「女子挺身隊」の名で連行され日本兵士相手に売春を強いられたという朝鮮人従軍慰安婦問題の真相を解明し・・・(略)・・・韓国の挺身隊問題対策協議会」(平成 3

年 8 月 24 日付読売新聞記事) などの表現で韓国の元従軍慰安婦対策組織が紹介されていた。韓国で挺身隊と従軍慰安婦が混同されていた理由について「平成 3 年訴訟」の訴状^[4]でも次のように説明されている。

「(略)・・・現在の韓国では、一般に「挺身隊」とは、軍慰安婦を指す。植民地朝鮮においても、軍需工場等に動員される「女子勤労挺身隊」が存在したが、「挺身隊」の名の下に軍隊慰安婦の狩り集めが行われたことから、「挺身隊」すなわち軍隊慰安婦との現在の韓国における認識が生じたのである。・・・(略)」

吉見は「従軍慰安婦」(岩波新書)^[6]で太平洋戦争の末期、1944 年当時の朝鮮の状況について次のように記している。

「(略)・・・そこで四四年、総督府は、「女子遊休労力の積極的活用」という名目で、女性の動員をおこなうこととし、新規学校卒業者と満 14 歳以上の未婚者の全面的動員体制を確立しようとした。このようななかで、つぎのような状況が出現したと内務省は述べている。・・・(略)・・・

一四歳以上の未婚の女性は全て動員されるだけでなく、慰安婦にされるという噂が、四四年中に深く広がっていたことがわかる。・・・(略)・・・

しかし彼女はビルマのヤンゴンに連れていかれる。このように女子挺身隊に入れられ、慰安婦にされるという噂が広まるなかで、貧しい家庭の未婚の少女たちは、挺身隊に行くよりは就職した方がましだと考える場合があった。このような深刻な状況の中で詐欺にあって慰安婦にされたのだった。」([6]100 頁)

「女子挺身隊」の名で連行なり、勧誘され、慰安婦にされるという噂が戦時の朝鮮で広まっていたことは否定できず、「女子挺身隊」が戦後も長く朝鮮人の記憶にあったのは間違いないだろう。

原告植村は、金学順が本人は挺身隊であったと証言したと述べており、韓国紙の記事によれば、このことは正しいが、他方、被告西岡は、植村記事 A の前文を「まったくのウソ」と批難する根拠として、韓国紙の記事によれば、金学順が「女子挺身隊の名で連行された」とは一切証言していないと、受けとめられるからだとして述べている。しかし、それだけの理由が、「意図的に事実と異なることを書いた一捏造」と植村記事 A を批難するほどの根拠となり得るのだろうか、極めて疑問である。並行して進められたもう一つの裁判の被告櫻井も、植村記事 A の前文に対し、被告西岡とまったく同様な批難を繰り返してきたが、北海道新聞・喜多義憲が 1991 年に金学順に単独インタビューして書かれた記事^[3]の前文

「戦前、女子挺(てい)身隊の美名のもとに従軍慰安婦として戦地で日本軍将兵たちに

凌辱されたソウルに住む韓国人女性は十四日、韓国挺身隊問題対策協議会（本部・ソウル市中区、尹貞玉・共同代表）に名乗り出、北海道新聞の単独インタビューに応じた。・・・（略）」（[18]21 頁 16 行目）

と、植村記事 A の前文を比較した場合、なぜ被告西岡・櫻井が喜多記事を問題とせず、植村記事 A だけを批難するのか、判然としないのは確かである。

櫻井氏は外国特派員協会での記者会見^[13]（札幌地裁判決後の 2018 年 11 月）においてこの点を問われ、その理由について「植村記事 A には「女子挺身隊の名で連行」、北海道新聞には「女子挺身隊の美名のもとに凌辱」と記されている。「連行」が問題であり、「凌辱」には問題がない。」と、いささか滑稽な説明をしている。正解はおそらく次のようなものであろう。

2012 年秋頃に、第二次安倍内閣が誕生した場合、「河野談話」見なおしの動きが伝えられ、朝日新聞は、安倍内閣が「吉田証言」と「河野談話」との関連を問題にするかも知れないと予測し、改めて吉田証言の再検証に取りかかった^[9]。その結果、吉田証言が虚偽であることが明確になり、2014 年 10 月に慰安婦報道第三者委員会が組織され、慰安婦報道の検証が委員会に委託された。第三者委員会の調査の対象には吉田証言関連記事と同時に植村記事 A、B が含まれていたが、被告西岡・櫻井らは「河野談話」見直しに向かって安倍内閣を後押しする勢力の急先鋒であり、第三者委報告書が公表される 2014 年に植村記事への批判を集中させ、いくつかの意見が報告書に採り入れられた。被告西岡・櫻井らが北海道新聞の喜多記事ではなく朝日新聞の植村記事を攻撃目標とした理由は以上の経緯から明らかであり、

慰安婦報道＝吉田証言関連記事＝植村捏造記事⇒慰安婦徴募の強制性否定

のような構図を描いたからである^[15]。つまり河野談話の取り消し、少なくとも見直しを内閣に求めるには「従軍慰安婦問題」自体が存在しない—捏造であるとの世論を喚起する必要があった。

4. 植村裁判東京地裁判決における最終判定への道筋

4-1 認定適示事実 3 について

東京地裁が判決の中心部分である「認定適示事実 3」の真実性あるいは「真実相当性」への判断を下すにあたり、まず「原告記事 A が報道する事実の意味内容について」裁判所の認定が示された。

「原告記事 A 前文の上記文言は、日本の組織・制度を想起させる「女子挺（てい）身隊」の文言と、「連行」の文言を結びつけて、「女子挺（てい）身隊」の名で戦場に連行され」との表現を用いていること、また原告記事 A の本文中には、金学順が従軍慰安婦となった経緯について、確かに「だまされて慰安婦にされた」との記載があるものの、金学順をだました主体については記載がないことからすれば、原告記事 A は、金学順を従軍慰安

婦として戦場に連行した主体について、専ら日本軍（又は日本の政府関係機関）を想起させるものといえる。この点は、認定事実(13)ア（ア）のとおり、「本件調査報告書<第三者委報告書>」⁸⁾でも同様の指摘を受けているところである。」（[18]42 頁 15 行目）

要約すれば、原告記事 A の前文に「女子挺身隊の名で戦場に連行され」とあり、記事本文に「だまされて慰安婦にされた」とあるが、「本件調査報告書」（第三者委報告書）⁸⁾によって、「だました主体」は日本軍であると読み取れることから、

<原告記事 A の意味内容>①：

「<原告記事 A は、金学順が日本軍（又は日本の政府関係機関）により、女子挺身隊の名で戦場に連行され、従軍慰安婦にさせられたとの事実を報道するもの>と認めるのが相当である。」（[18]43 頁 4 行目、<>は筆者の記号）

と裁判所が認定したことになる。この認定は戦争犯罪に対して、慰安婦の仲介者よりも公的機関の関与を重視する国際法の観点から無難なように思えるが、他方で、

「植村記事 A には意図的に金学順のキーセンの経歴が記載されていない（認定適示事実 1）」⇔「金学順が義父によって日本軍に身売りされた事実が隠された」⇔「原告記事 A は原告の義母の裁判を有利にするために書かれた（認定適示事実 2）」

という被告西岡らの主張が認定適示事実として用意されており、「認定適示事実 1， 2」に「真実相当性」が認められれば「認定適示事実 3」はその重要部分で「真実性」が認められる（逆の推測も可）との地裁判決を導くための準備であると考えられるべきである。

しかし、原告記事 A に関し、金学順を「だました主体」が日本軍であるとの意図が原告にあったとするのは、原告記事 A， B の位置づけを考慮すれば、地裁判決の明白な誤りである。

原告記事 A²⁾（1991 年 8 月 11 日付）は、元従軍慰安婦の一人 K が初めて名乗り出たことを報道したもので、「K をだました主体」を曖昧に留める表現が選択されたと解するのが自然である。

「K をだました主体」に言及するには、K の意思を確認した上で、K への確認の質問が必要である。しかし原告記事 A はテープの聞き取りを基にしているので確認が取れず、詳細は別の記事で触れるという選択がなされたと考えられるべきである。

原告記事 A の掲載から約 4 カ月後に書かれた原告記事 B⁴⁾（1991 年 12 月 25 日付）には、K が「平成 3 年訴訟」（1991 年 12 月 6 日訴状提出¹⁾）の原告の一人金学順であること、金学順が慰安婦にされた経緯について、「地区の仕事をしている人に『そこに行けば金もうけができる』と誘われた」との金の証言が記載されている（[9]11 頁）。また同訴状には、金

学順が14歳のときに金泰元の養女となったことが記載されている([1]51頁)。原告記事A、Bと「平成3訴状」を併せると、金学順をだました主体は日本軍と養父の間を仲介した地区の世話役(当時の韓国紙の報道を基に推理すると養父と同一人物の可能性が高い)であろう。しかし、記事Aを書いた段階で、原告はそこまで踏み込んだ記事を書くことを避けたと解するのが自然である。

さらに平成3年訴状や他紙が報道した金学順の証言によれば、金学順はキーセン検番の養父と華北のチョルベキジンの日本軍慰安所近くまで同行している([1]51頁, [18]20~22頁)。養父は保護者として金学順に前もって行先と旅行の理由を一定説明しているはずであり、金学順の証言によれば、養父は行先を「初めての就職先」と金学順に説明している([18]21頁)。仲介者(養父とは限らないが)の甘言もしくは詐欺行為と、日本軍の強圧的応対(金学順の年齢や意思を確認していない)が金学順の証言から読み取れる。

<原告記事Aの意味内容>②:

「日本軍及び日本の政府関係機関が共同して管理・運営する慰安婦制度の下で仲介者の甘言・詐欺と日本軍の強圧的応対によって金学順(当時17歳)が「女子挺身隊」の名で従軍慰安婦にさせられた事実を報道するもの」

と解するのが相当である。実状に即して言えば、仮に仲介者が金学順に今後の職業を「女子挺身隊」あるいは「慰安婦」と伝えたとしても、当時未成年者の金学順にはその意味がはっきり分からないだろう。

しかし地裁判決は「第三者委報告書」を拠り所として、原告の陳述を退け、<原告記事Aの意味内容>として上記①を認定した。これを原告記事A*とする。地裁判決の次のステップでは、「原告が意図的に事実と異なる記事を書いた」ことを論証しようとする。

地裁判決は、まず、原告が意図的に事実と異なる記事を書いた理由を、原告は「金学順が日本軍に強制連行されたとの認識を有していなかった(認定事実(3)イ, 甲115, 乙8, 24, 原告本人)であるから」と認定している([18]43頁9行目)。もし、この認定が正しければ、判決の結論の方向は決定的である。なぜなら、原告記事A*の意味内容が、地裁判決の認定どおり、「金学順は日本軍により連行(強制連行)された」であり、同時に「原告に金学順が強制連行されたとの認識がなかった」ということであるならば、原告記事A*か、原告供述のいずれかが虚偽であるとの結論が早々と導かれてしまったからである。

次のステップで、地裁判決は、朝日新聞が吉田氏の慰安婦強制連行証言に関する一連の記事を取り消した際に原告記事Aに言及し⁹⁾、朝日新聞が「この女性(金学順)が「挺身隊」の名で戦場に連行された事実はありません。」として原告記事Aに対するおわびと訂正の記事を掲載したことを引用する([18]43頁13行目)。以上により、地裁判決は「第三者委報告書」を重要な証拠として、一般読者の読み方としては「原告記事Aが虚偽である」方に軍配を上げ、「原告の反論」を考慮しても「認定摘示事実3」は、その重要な部分について

真実性の証明があるといえる。」との結論を導いてしまった（[18]44 頁 6 行目）。

原告植村の反論は次のようなものである（[18]44 頁 7 行目）。原告記事 A の前文「女子挺身隊の名で連行」については、

「原告が従軍慰安婦と女子挺身隊勤労令に基づく女子挺身隊を混同していたことによるものであり、韓国では、一般的に、女子挺身隊と従軍慰安婦が同じ意味で理解されており、日本国内においても、原告記事 A が掲載された当時は、上記の混同をした報道が多かった旨主張する。」（[18]44 頁 9 行目）

これに対して、地裁判決は、

「仮に、原告が、女子挺身隊員につき、従軍慰安婦を指す用語と誤解していたとしても、金学順を単に従軍慰安婦として紹介するのであれば、例えば、「女子挺身隊であった」とか、「従軍慰安婦（女子挺身隊）であった」とか、「女子挺身隊の名で従軍慰安婦をしていた」などと記載すればいいのであって、「女子挺身隊の名で戦場に連行された」と記載すべき理由はないと考えられる。仮に、原告が女子挺身隊と従軍慰安婦を混同していたとの前提に立ったとしても、「女子挺身隊の名で戦場に連行された」と記載すれば、当該記載が専ら日本軍（又は日本の政府関係機関）による強制連行を想起させるのは上記 a で説示したとおりであり、原告の上記主張は、真実性の証明についての上記認定を採用することはできない。」（[18]44 頁 15 行目）

とリアリティのない説論に終始し、お茶を濁すだけで、朝日新聞以外の新聞も「女子挺身隊の名で」という表現を採用していた事情を深く考察していない。また原告は新聞記者として「強制連行」とせずに「連行」を選んだことに重要な意味があると反論しているが、この反論に対しても、地裁判決は

「なお原告作成の陳述書（甲 115）には、原告記事 A の「連行」の文言は、「強制」の語がついていないから「強制連行」を意味しない旨の記載があるが、「連行」の一般的な意義・用法に照らし、「連行」と「強制連行」との間に有意な意味の違いがあるとは認められないから、上記 a 及び b の認定判断は左右されない。」（[18]44 頁 25 行目）

として原告の主張を簡単に退けている。地裁判決は「原告記事 A の意味内容」を裁判所の解釈で作り変えながら、それに対する原告の異議を却下するといった一方通行の審理になっている。

以上、地裁判決はあたかも原告に対する誘導尋問スキームを周到に準備し、原告の供述を逆用して「原告が意図的に事実と異なる記事を書いた」ことに真実性があるとの結論を引き

出した観がある。より単純化すれば地裁判決は原告の供述により「原告記事 A」の虚偽性を
自白させる極めて効率的な判決になっている。

4-2 裁判所認定適示事実 1 及び 2 について

東京地裁判決は、被告西岡が、「認定適示事実 1 及び 2」が真実であると信じたことにつ
いて相当の理由がある、真実相当性があると判定している。これらの認定適示事実の内容を
改めて確認する。

認定適示事実 1 :

「原告が、金学順のキーセンに身売りされたとの経歴を認識しながらあえて記事にしな
かったという意味において、意図的に<事実 1>と異なる記事を書いた。」

認定適示事実 2 :

「原告が、義母の裁判を有利にするために意図的に<事実 2>と異なる記事を書いた。」

(a) 認定適示事実 1 の真実相当性

認定適示事実 1 の真実相当性について地裁判決は次のような論旨を展開する ([18]40～
41 頁)。

金学順の経歴が韓国のハンギョレ新聞等に記載されていることから、被告西岡が「①原告
も、原告各記事の執筆当時、金学順の上記経歴を認識していたと考えたこと、そのため、②
原告が、上記経歴を認識していたにもかかわらず、原告各記事に上記経歴を記載しなかつた
ものと考えて、③原告が、各記事の読者に対して、<金学順が日本軍に強制連行された>と
の印象を与えるために、あえて上記経歴を記載しなかつたもの」と考えたことのいずれにつ
いても、推論として一定の合理性があると認められると、裁判所は判定した。

しかし上記の判定は、普通に考えても、第 3 節 (ウ) に述べたように、裁判所の、こじつ
けとしか考えられない判定になっている。仮に被告西岡にとって「認定適示事実 1」が一定
の真実相当性を有するとしても、原告植村の視点では読者に伝えるべき内容が別のところ
にあったと解するところに何の不自然性もない。日本国内の新聞記者が当時、被告西岡のよ
うな視点で元慰安婦金学順の登場を報道しなかつたことは、金学順への単独インタビュー
を基に書かれた北海道新聞・喜多記者の記事³⁾(金学順のキーセンの経歴は、原告記事 A と
同様に記載されていない) によって裏付けられる。

「認定適示事実 1」において「<事実 1>と異なる記事」の<事実 1>が何を指すのか問
題であるが、上記の地裁判決の論旨から考えると、^<金学順が日本軍に強制連行された>
がその<事実 1>のように思える (^は否定を意味する)。するとこの 1<事実>は、

認定摘示事実3：「原告が、意図的に、＜金学順が女子挺身隊として日本軍によって戦場に強制連行された＞（＝[^]＜事実3＞）との、＜事実3＞と異なる記事を書いた。」の＜事実3＞と同じものである。（[^]は否定を意味する。）

結局、「認定摘示事実3」が真実と認定されたとして、そこから浮かび上がる＜事実3＞と＜事実1＞が同じでなければならない。被告西岡の想定は次のようなものであろう。

＜事実1＞＝＜事実2＞＝＜事実3＞＝^{^^}＜事実3＞
＝[^]＜金学順が女子挺身隊として日本軍によって戦場に強制連行された＞
＝＜金学順はだまされて（人身売買で）従軍慰安婦にされた＞

従って「認定摘示事実1」が命題として意味を持つかどうかは、「認定摘示事実3」の真偽に全面的に依存する。しかし「認定摘示事実1」が命題として意味を持つとしても、この命題の真偽は改めて証明されなければならない。地裁判決は、「②原告が上記経歴を認識していたにもかかわらず、原告各記事に上記経歴を記載しなかった」ことを根拠に挙げているが、仮に原告が金学順の経歴を認識していて書かなかったとしても、その理由は複数考えられるだろう。また地裁判決は、③「原告が、各記事の読者に対して、金学順が日本軍に強制連行されたとの印象を与えるため（目的）」として、原告が金学順の経歴を記載しなかった「目的」を特定しているが、それが「認定摘示事実3」の「目的」と重なることを想定しているはずである。従って「認定摘示事実3」の真実性がまず証明され、その上でその目的が特定されなければならない。つまり、ある命題をその命題が真であると仮定して証明するようなものである。このような粗雑な推論では「認定摘示事実1」が真であるとの証明は決して得られない。

さらに仮に「認定摘示事実1」の真実相当性が推定されたとしても、それと原告記事Aを「捏造」と決めつける記事を雑誌に投稿することとは別次元の問題であり、ただちに正当化できるものではないだろう。

(b) 認定摘示事実2の真実相当性

認定摘示事実2の真実相当性について地裁判決は次のような論旨を展開する（[18]41頁4行目）。

「原告の義母らが幹部を務める遺族会の会員らが平成3年訴訟を提起したこと、平成3年訴訟の原告らは日本軍が従軍慰安婦を強制連行したと主張していたこと、原告記事A^[2]は平成3年訴訟提起の約4カ月前に掲載され、原告記事B^[4]は平成3年訴訟提起の約20日後に掲載されており、いずれも平成3年訴訟の提起と比較的近い時期に掲載されたとの各事情（前提事実(2)、認定事実(5)）に加えて、上記（ア）のとおり、認定摘示事実1について真実相当性が認められることによれば、被告西岡が、原告が義母の裁判を有利にするために意図的に真実と異なる記事を書いたと考えたことについて、推論として一定の合理性がある

ものと認められる。」

要約すれば、地裁判決は、原告記事 A^[2]、B^[4]の内容が日本国を被告とする義母の訴訟の提訴理由と関連しており、また義母の訴訟の提訴前後に原告記事が朝日新聞に掲載されたこと、さらに原告記事 A、B の内容が義母の訴訟をことさら有利にするように書かれていること、すなわち旧日本軍による従軍慰安の強制連行を印象づけるように書かれていることから、被告西岡の推論に一定の合理性があること、すなわち「認定摘示事実 2」に真実相当性があると判定している。さらに「認定摘示事実 1」の真実相当性、「認定摘示事実 3」の真実性によって「認定摘示事実 2」の真実相当性が補強されることも付け加えている。すなわち、判決では「認定摘示事実 1～3」が相互に関連付けられ、「①金学順のキーセンの経歴を記載しなかった」、「③金学順が旧日本軍に連行され、慰安婦にされたと書いた」はすべて「②義母の訴訟を有利にするため」であった、このことは真実とは言えないまでも、被告らが真実と信じる相当な理由があると判定したことになる。

地裁判決の組み立ては、「認定摘示事実 1～3」の真実性・真実相当性が相互に絡みあって強め合うというものだが、裏返せば一つの事実の真実性が崩れると逆サイクルが作動して、全て崩壊する弱点も抱え込んでいる。

(a) で述べたように、「摘示事実 1」と同様、「摘示事実 2」の真実相当性の証明は「摘示事実 3」の真実性の証明抜きではあり得ず、「摘示事実 1、2」のみから「摘示事実 3」の真実性を導くことはできない。

地裁判決の論証において、「認定摘示事実 1」→「認定摘示事実 2」→「認定摘示事実 3」と順に進むように「認定摘示事実」を設定することも可能であったが、被告西岡の主張に合わせて「認定摘示事実」を設定したためにこのような構造になったものである。

「認定摘示事実 1、3」の真実相当性もしくは真実性が証明されたとして、原告植村が事実と異なる記事を書いた目的は何かということになるが、「認定摘示事実 2」の真実相当性が証明されれば、「義母の裁判を有利にするため」である。しかし、「認定摘示事実 2」の真実性相当性もしくは真実性は、「認定摘示事実 3」が証明されない限り、証明できないという堂々巡りになっている。

<摘示事実 1>→ [摘示事実 1 の目的?] ←<摘示事実 2>←<摘示事実 3>
↑
<摘示事実 3>→ [摘示事実 3 の目的?] ←<摘示事実 2>←<摘示事実 3>

5. 第三者委員会報告書と植村裁判東京地裁判決

朝日新聞の「吉田証言関連記事」(1982年～1997年に掲載された16本の記事が2014年に取り消された)及びその他の慰安婦報道を検証した「朝日新聞社第三者委員会報告書」

（「第三者委報告書」）が2014年に公表された。報告書は、朝日新聞が一時期、従軍慰安婦の強制連行説に傾いて吉田清治の虚偽証言を報道した不祥事の原因を追究し、朝日新聞の報道体制を批判的に検証して是正のための提言を行うものであった。また報告書は朝日新聞の慰安婦報道がこの問題に対する国内及び韓国を含む国際社会の理解にどのように影響したかを分析している。

5-1 第三者委報告書は地裁判決でどのように用いられたか

第三者委報告書^[9]は朝日新聞に掲載された吉田証言関連記事と植村記事 A、B を時系列で追い、国政や・外交への影響を分析している。第三者委報告書は、慰安婦招集における狭義及び広義の「強制連行」の定義は第三者委員会の任務ではないとして、吉田証言関連記事と植村記事の関わりについて明確な結論は出していないが、相互関連があったとの疑義を提示し、朝日新聞社は報告書公表直後に植村記事 A の一部訂正を公表した^[10]。

東京地裁判決は、第三者委報告書よりも一步踏み込んで、植村記事 A を、日本軍による慰安婦強制連行の実例を報道した記事と認定するため、そのテコとして「第三者委報告書」を証拠採用したものと受け止められる（「2-2 植村裁判の転回点」参照）。

第三者委報告書は植村裁判の東京地裁判決に証拠として採用され、判決に大きな影響を与えたが、植村記者と記事 A、B に関する報告書の記述は次の5点（筆者の要約による）である（[9]11～22頁）。

- (1) 植村は韓国の取材経験から、朝鮮で女性が慰安婦とされた経緯について、「強制連行」されたという話しは聞いていなかった。
- (2) 植村がその取材経緯に関して個人的な縁戚関係を利用して特権的に情報にしたなどの疑義を指摘される場所であるが、そのような事実は認められない。植村が記事 A を書くことについて特に有利な立場にあったとは考えられない。
- (3) 植村は、記事 A で取り上げる女性は「だまされた」事例であることをテープ聴取により明確に理解していたにもかかわらず、記事 A 前文に『女子挺身隊』の名で連行」と記載したことは、読者に強制的な事案であるとのイメージを与える点で安易かつ不用意であった。記事本文の「だまされた」と前文の「連行」は社会通念あるいは日常の用語法からは両立しない。
- (4) 植村は、記事 B を書いた時点で、金学順がキーセン学校に通っていたことを承知したはずだから、キーセン学校のことを書かなかったことにより、事案の全体像を読者に伝えなかった可能性はある。植村の「キーセン」イコール慰安婦ではないとする主張は首肯できるが、読者の判断に委ねるべきであった。
- (5) 植村は済州島に赴いて吉田証言に出てくる事実の裏付けとなる証人の有無などの調査を実施した。植村は本社に「いわゆる人狩りのような行為があったという証言は出てこ

なかった」とのメモを提出した。

さらに強制連行の「強制性」について第三者委報告書は次のような意見（要約は筆者による）を述べている（[9]25 頁， [18]30 頁）。

- (6) この報告書において「強制性」について定義付けをしたり，慰安婦の制度の「強制性」を論ずることは，当委員会の任務の範囲を超えるものである。
- (7) 朝日新聞は当初から一貫して「広義の強制性」を問題にしてきたとはいえない。その朝日新聞社が「強制性」について「狭義の強制性」に限定する考え方を他人事のように批判し，「河野談話」に依拠して「広義の強制性」の存在を強調する朝日新聞の論調は，のちの批判にあるとおり，「議論のすりかえ」である。

第三者委報告書の意見(1)～(7)が各証拠を補強する形で用いられ，地裁判決に影響を与えたと思われる箇所は次のとおりである。

意見(1)，(3)⇒「原告記事 A の本文中には，金学順が従軍慰安婦となった経緯について，確かに「だまされて慰安婦にされた」との記載があるものの，金学順をだました主体については記載がないことからすれば，原告記事 A は，金学順を従軍慰安婦として戦場に連行した主体について，専ら日本軍（又は日本の政府関係機関）を想起させるものといえる。」（[18]42 頁 18 行目）

意見(2)⇒「西岡論文 B①の記述は，原告が義母の縁故を利用して原告記事 A を書いたとの事実を摘示するもの解されるが，上記②で述べたとおり，同事実は原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。」（[18]34 頁 26 行目）

意見(3)，(4)⇒「上記のような各記載があることからすると，被告西岡が，①原告も，原告各記事の執筆当時，金学順の上記経歴を認識していたと考えたこと，そのため，②原告が，上記経歴を認識していたにもかかわらず，原告各記事に上記経歴を記載しなかったものと考えて，③原告が，各記事の読者に対して対し，金学順が日本軍に強制連行されたとの印象を与えるために，あえて上記経歴を記載しなかったものと考えたことのいずれについても，推論として一定の合理性があると認められる。」（[18]40 頁 14 行目）

意見(5)⇒「西岡論文 A③は，原告記事 A の内容について，金学順を吉田供述のような強制連行の被害者として紹介するものだとの意見ないし論評を表明するものと解されるが，このような意見ないし論評が原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。」（[18]33 頁 17 行目）

第三者委報告書の意見(2)に対応する地裁判決の箇所は、被告西岡は「原告が義母の縁故を利用して記事 A を書いた」と主張するが、その主張は原告の社会的評価を低下させる（名誉を毀損する）ものではないので「認定摘示事実」からは除外するというものである。しかし意見(2)は「原告が縁故を利用して記事 A を書いたとは認められない」というものであり、地裁判決が「第三者委報告書」を証拠として重視するのであれば、むしろ「認定摘示事実」に残し、当該「認定摘示事実」は否定されるとの認定がなされなければならない。第三者委報告書が証拠としてつまみ食いされた感がある。同様な「認定摘示事実」の恣意的選択は高裁判決にも登場する。

「控訴人は、西岡論文 C③は「地区の仕事をしている人」自体が控訴人の創作である旨を指摘したのであり、この点も摘示事実として認定されるべきであると主張するが、結局のところ、権力による強制連行との前提にとって都合の悪い内容を記事にしなかったという本質においては共通であり、上記主張を踏まえても前記認定判断を左右するに足りない。」〔22〕25 頁 20 行目

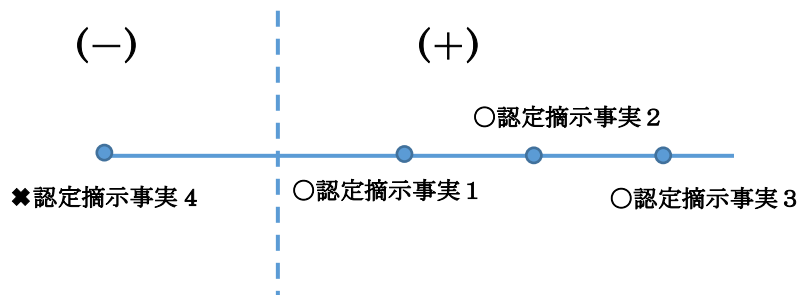


図1 認定摘示事実選択の効果 マイナス評価になりそうな[×摘示事実4]を予め除外すると、[○適示事実1～3]の全体評価は常にプラス評価、すなわち常に真実相当性が証明される段取りができる。

高裁判決の趣旨は、西岡論文 C③を別個に「認定摘示事実 n」に認定すると、原告の的確な反論があり、「認定摘示事実 1」（原告は権力による強制連行との前提にとって都合の悪い内容を記事にしなかった）の正当性を減殺する要素となるので、摘示事実 1 に摘示事実 n を含めてしまうというものである。被告西岡の主張の正当性を裁判所が「分割払い」で判断することになり、原告にとっては不当な訴訟指揮であろう。

意見(7)⇒「原告は、原告記事 A を執筆した当時、日本軍が従軍慰安婦を戦場に強制連行したと報道するのとならないのでは、報道の内容やその位置づけが変わりえることを十分に認識していたものといえる。」、「原告作成の陳述書（甲 115）には、原告記事 A の「連

行」の文言は、「強制」の語がついていないから「強制連行」を意味しない旨の記載があるが、「連行」の一般的な意義・用法に照らし、「連行」と「強制連行」との間に有意な意味の違いがあるとは認められないから、上記 a 及び b の認定判断は左右されない。」（[18]44 頁 25 行目）

原告が記事 A を書いた 1991 年当時も朝日新聞は「吉田証言関連記事」を掲載し続け、慰安婦の強制連行説に傾いていた。原告記事 A もこの説に基づいて書かれたはずだから、今更、原告が記事 A の「連行」を「広義の強制連行」と言い換えるのは認められないというものである。

5-2 第三者委報告書に対する評価

地裁判決では、植村裁判の争点が

争点 1（本件各表現による原告の社会的評価の低下）

争点 2（違法性・責任阻却自由）

の二つに整理されたことは第 3 節の冒頭に述べた。そして「ある表現による事実の摘示又は意見ないし論評の表明」が原告の社会的評価の低下させるものであるかどうかは一般の読者の普通の注意と読み方を基準とするとしている。

「人の社会的評価を低下させる表現は、事実の摘示であるか、又は意見ないし論評の表明であるかを問わず、人の名誉を毀損するといふべきところ、ある表現による事実の摘示又は意見ないし論評の表明が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈し判断すべきである（最高裁昭和 29 年（オ）第 634 号同 31 年 7 月 20 日第二小法廷・民集 10 卷 8 号 1059 頁参照。）」（[18]31 頁 13 行目）

次に「ある表現による事実の摘示又は意見ないし論評の表明」が人の社会的評価の低下させるものである」と認定された場合、その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつその目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときに、上記行為には違法性がないとする。

しかし何を以て「一般の読者」とするかは、慰安婦問題について、国内世論が「リベラル派」と「保守者派」に割れている状況では難しいところである。さしずめ、リベラル派は原告植村隆や原告弁護団と「植村裁判を支える市民の会」であり、保守派は植村裁判の被告西岡力氏や櫻井よしこ氏らである。おおまかに言えば、保守派は、旧日本軍の従軍慰安婦・慰安所制度は第二次大戦以前の「公娼制」（これ自体国際法の観点から極めて疑わしいのだが）の延長、軍事的編成^[10]であり、当時の国際法の枠内にあるという立場に立ち註^[1]、元慰安婦に対する謝罪・補償は本来、必要がないと考える。従軍慰安婦の徴募が強

制連行だったのか、それとも民間業者が仲介する周旋や斡旋だったのか、保守派が徴募方法の細部に徹底的に拘るのはそのためである。他方、リベラル派は、民間業者が介在したにせよ、旧日本軍・政府の計画的・主体的関与¹⁸⁾（慰安所の設置、監督・統制、業者の選定）が従軍慰安婦制度の本質であり、国際法違反（戦争犯罪）であるとの立場に立っている。そして問題解決のためには日本政府が法的・道義的責任を認めて被害を受けた女性に謝罪と補償をすること、歴史研究・教育を通じて再発防止措置をとることが必要であると考える。

以上の事情を考慮し、「一般の読者」とは植村裁判の原告と被告の中間に立つ人々だが、地裁判決は「一般の読者」の読み方を無難に「第三者委報告書」に求めたと考えるべきだろう。しかし「第三者委報告書」が国内的には「一般の読者」を代表したとしても、果たして国際的に「一般の読者」の代表たり得るかは不明である。これについてはリベラル派の評価として、「第三者委報告書」に対する土井敏郎氏の評価¹⁹⁾を引用する。

「(略)・・・全体を読み終えて、この「報告書」が、「慰安婦」問題の根源、本質からずれている、いや意図的にずらしているというような違和感を覚えてしまった。それは以前読んだある記事を思い出したからだ。

その記事のなかには元外交官の東郷和彦氏が、2007年にアメリカで開催された歴史問題シンポジウムでの、あるアメリカ人の以下のような意見を紹介していた。

「日本人の中で、『強制連行』があったか、なかったについて繰り返されている議論は、この問題の本質にとって、まったく無意味である。世界の大勢は、だれも関心をもっていない。……慰安婦の話を聞いた時彼らが考えるのは、『自分の娘が慰安婦にされていたらどう考えるか』という一点のみである。そしてゾッとする。これがこの問題の本質である」(『世界』(2013年8月号／「日本軍『慰安婦』問題再考」・吉見義明)・・・(略))

「(略)・・・さらに朝日新聞が8月5日付けの記事「慰安婦問題の本質 直視を」の中で、「女性としての尊厳を踏みにじられたことが問題の本質なのです」と結論付けている点に関して、林氏は、こう鋭く切り込んでいる。

「結局、朝日新聞も、『国家の責任』『国家のプライド』という枠組みから離れることができないまま、『女性の人権』という言葉を急ごしらえで持ち出して、かねてから主張してきた『広義の強制性』という社論を正当化してきた印象がある。『本質』と言いながら、慰安婦問題の本質と『女性の人権』とがどのような関係にあるのか。日本の帝国主義が、女性や植民地の権利を周縁化し、略奪することで成立していた体制だったという基本的事実を、読者に十分な情報源として提供し、議論の場を与えてきたとは言い難い」^{註 [2]}・・・(略)

「(略)・・・この林氏の「個別意見」と比べ、岡本行夫氏の「個別意見」はあまりにも浅薄だ。「記事に『角度』をつけ過ぎるな」と題されたその文章の中で「出来事には朝日新聞の方向性に沿うように『角度』がつけられて報道される。慰安婦問題だけではない。原発、防

衛，日米安保，集团的自衛権，秘密保護法，増税，等々」『物事の価値と意味は自分が決める』という思いが強すぎないか」「新聞社は運動体ではない」

ものを書く人なら，あるものごとについて記述する時，その件に関して無限にある情報の中から記述に必要な素材を“選択”するはずだ。その時点ですでに書き手の視点，『角度』，あるいは主張が働く。「物事の価値と意味」が決められなければ“選択”はできないし，記事も書けない。・・・(略)」

植村記事について，第三者委報告書は，「「だまされた」と「連行」は両立しない。キーセンの経歴をかくべきだった。」などの提言をしているが，植村氏は，「金学順の証言には「だまされた」と「連行」が混在していた。キーセンの経歴は必要ないと考えた。」と証言している。岡本流に言えば，植村氏まさに記事に『角度』をつけたのである。

註[1] 婦人・児童の売買禁止条約の4つの条約群のうち，1933年条約を日本は批准しなかったが，ここにはたとえ成年女性で本人の同意があったとしても，売春のためにその女性を連行するのは犯罪であると定められていた。(〔6〕174頁)

註[2] 第三者委員会委員林香里氏の「個別意見」

6. 植村裁判東京地裁判決のトリック

前節で述べたように，原告としては，ひとつひとつ反論したつもりが，裁判所の設定した誘導尋問スキームに従って審理が進み，いつのまにか「認定摘示事実1～3」の真実相当性，真実性が導かれてしまい，これによって被告らの原告に対する名誉棄損がすべて免責される結果に至った。これによって原告が受けた現実の被害は一切救済されず，あたかも裁判所が原告の受けた被害はすべて幻と原告に宣告したようなものである。地裁判決のどこにトリックがあったか，振り返ることにする。

6-1 「認定摘示事実3」の真実性認定のトリック

「認定摘示事実3」の真実性の証明は植村裁判の核心であり(図2参照)，本来，原告記事Aを「捏造」と批難する被告らが証明すべきものだが，裁判所が代行してマジックのように，その真実性を認定するに至っている。できれば証拠を積み上げる形で，すなわち，まず原告記事Aの記載に関する具体的事実と，記事Aを書いた原告の目的に相当する「認定摘示事実1，2」の真実性を認定し，それを基に「認定摘示事実3」の真実性を認定すべきであったろう。ところが「認定摘示事実1，2」は被告西岡が描いたストーリーという性格が強く，原告・被告の供述を抛り所とする限り平行線を辿るばかりである。そこで地裁判決はいきなり「認定摘示事実3」の検討から入っている。

最初に原告記事Aに見られる見かけの矛盾「女子挺身隊」と「従軍慰安婦」，「連行」と「だまされて(甘言・詐欺)」に注目する。一見矛盾する用語が植村記事に混在するのは，

それらが日韓現代史と日韓における 20 世紀後半の従軍慰安婦問題の論争を反映し、特に 1990 年以降の歴史研究を通して従軍慰安婦問題の全容が徐々に明らかにされてきたのであり^{[6]・[8]・[21]}、1991 年当時としては仕方のないことではなかったかと思われる。

形式的には「女子挺身隊」と「従軍慰安婦」、「連行」と「だまされて（甘言・詐欺）」が矛盾することは明らかであり、被告らはその点を衝いて、原告記事 A が捏造されたと批難したのである。

しかし日中戦争、第二次大戦中、旧日本軍・日本政府が支配地域の女性たちに対して引き起こした大規模な人権侵害^{[6]・[8]}（公娼制の軍事的編成^[21]）をすべて否定することはできない。そして元慰安婦金学順らの証言から慰安婦徴集が「強制連行（略取）」と「甘言・詐欺・人身売買」が一体で進められたと想像するのが自然であり、「連行」と「だまされて（甘言・詐欺）」は排除し合うものではない。また「女子挺身隊」の名で慰安婦に誘引された例があったことを全否定するだけの根拠もないだろう。第二次大戦中の韓国でそのような噂が広まったのは、そうした実例があったとことの状態証拠である。従って金学順の証言を聞いた原告植村の頭の中で「女子挺身隊」と「従軍慰安婦」、「連行」と「だまされて（甘言・詐欺）」が混在しても不自然ではない。

ところが地裁判決は原告記事 A の意味内容を、原告供述の揚げ足を取る形で、原告が資料（金学順の証言テープ）の提供を受けた「韓国挺身隊問題対策協議会」の主張に近い内容、すなわち金学順は旧日本政府・軍の強制連行によって慰安婦にされた実例であることを報道したものとして認定した。その際、地裁判決は、植村記事 A の「だまされて慰安婦にされた」について、「本件調査報告書」（第三者委報告書）⁹を引用し、原告記事 A 前文が「日本軍による強制連行」を読者に強く印象づけることを理由にあげた。しかし、この解釈は 4-1 節で述べたように原告記事 A の位置づけに照らして地裁判決の誤りである。また原告にとっては「本件調査報告書」の提言はあくまで意見の一つであり、他の見方があっても差し支えないという立場であろう。

しかし原告は、記事 A に「だまされて」と記載したように、金学順の例は、被告西岡ら及び「本件調査報告書」に言う「狭義の強制連行」の実例ではないことは認識していたので、裁判官の尋問に対して「強制連行されたとの認識を有していなかった。」と証言するに至った。この場合、通常、裁判官としては原告の真意を問いただし、確認するところだが、たまたまこの時の地裁判事は原告の証言を字義通り受け取ったのである（[18]43 頁）。すると何が起きるか？ 地裁判決において意味内容が確定された原告記事 A*（元の原告記事 A と区別すると、原告の認識が明確に相違することが導かれてしまったのである。さらに「強制連行されたとの認識を有していなかった。」は本件訴訟時点の原告植村の認識であるので、これと 1991 年の原告記事 A* の意味内容が相違する場合、元の原告記事 A の内容が虚偽であることが導かれてしまう。このようにして「認定摘示事実 3」の重要部分において真実性が認められるという結論が引き出されるに至った。さらに「認定摘示事実 3」の真実性の認定は「吉田証言記事」を検証した「第三者委報告書」に従って、朝日新聞が「原告記事 A 前

文は誤り」との訂正記事を掲載した事実によって補強された。

しかし、注意を要するのは、朝日新聞の訂正は「吉田証言のような「慰安婦狩り」のような事実はありません。」という趣旨であり、日本軍及び公的機関と民間業者が一体となった慰安婦徴集の仕組みを否定したものではないであろう。原告と裁判所の解釈に大きな行き違いが生じたのはこの点である。「第三者委報告書」が誤解を招く点は、「狭義の強制連行」と「広義の強制連行」の定義については、その任にない」とことわりつつ、安易に「広義の連行説」に走ることを戒め、地裁判決がそれを引用した点である（[18]30頁8行目～31頁1行目）。原告植村としては退却路を断たれたに等しい。

6-2 「認定摘示事実1, 2」の真実性相当性認定のトリック

判決は「認定摘示事実3」の真実性が一旦認定されれば、「認定摘示事実1, 2」の真実相当性がほぼ自動的に導かれ、それらが再帰的に「認定摘示事実3」の真実性を裏付ける組み立てになっている。

「認定摘示事実1」は、原告が記事Aに金学順のキーセンに経歴を記載しなかったのは読者をミスリードするためだとする被告西岡の主張であるが、4-2節で既に述べたように、原告の陳述によれば、原告記事Aは、記事を書くに当たって一次情報（証言テープ）に重点をおく原告の報道姿勢と記載すべき情報の選択の結果であり、これ自体はなんら批難される筋合いはない。仮に「認定摘示事実1」の真実相当性を裁判所が認定しても、被告の見方にも一定の合理性があるというだけで、原告記事Aに対する原告と被告の評価がかみ合い、交差する必然性はない。平面の二直線は必ず交差するが、立体空間の二直線は交差する必然性がないことに例えられる。しかし「認定摘示事実3」の真実性が一度認定されると状況が変わる。「原告が事実と異なる記事を書いた」ことが前提となれば、その「事実」とは何かに焦点が当たり、原告が金学順のキーセンの経歴を「意図的に記載しなかった」という事実が引き出され、「認定摘示事実1」が一人歩きを始めることになる。平面に投影された立体空間の二直線が必ず交差することに例えられる。

「認定摘示事実2」は、原告が事実と異なる記事を書いたのは義母の訴訟を有利に運ぶためだとする被告西岡の主張であるが、「認定摘示事実1」と同様な性格があり、「認定摘示事実3」の真実性が一度認定されると一人歩きを始め、原告が事実と異なる記事を書いた動機が特定され、再帰的に「認定摘示事実3」を裏付けることになる（図2参照）。

さらに「認定摘示事実1」の真実相当性は「認定摘示事実2」の真実相当性を強める。なぜなら被告西岡らは、原告記事Aに金学順のキーセンの経歴が記載されなかったのは、金学順が旧日本軍によって強制的に慰安婦にされたことを際立たせるためであり、それは義母の進める裁判を有利にするからだ、主張しているからである。

しかし被告西岡らの主張には大きな矛盾が含まれている。もし原告記事Aが原告の義母の訴訟の主張を代弁しているのであれば（代弁しても問題ないという見方もある）、原告記事Aは韓国の慰安婦問題究明運動の進展を正しく伝えたものであり、決して事実と異なる

ることを報道したものでないことが強く裏書きされるからである。被告西岡らが何を以て「植村記事 A が捏造である」と批難するのかという根源的問いがブーメランとなって被告西岡らに投げかけられることになる。

7. バッシングの誘発を免責する裁判所の論理

原告植村は、一審の最終意見陳述で、公募で採用され、新聞社退職後に教授に就任予定だった大学に、被告西岡らの記事によって煽動されたと見られる不特定多数からの、「なぜ捏造記者を雇うのか？」といった脅迫状が舞い込み就職を断念せざるを得なくなったこと、そればかりか、家族への危害をほのめかず電話や脅迫状が自宅に舞い込んだと語った^[15]。

さらに植村氏は、1991年当時、他の日本の新聞記者が書いた記事と同じような記事を書いただけであり、それから23年経過して、その中の一人が「捏造」記者とラベルを貼られ、ことさらバッシングを受けた経緯に疑問を呈し、政治状況を見計らった特定グループの共謀が背景にあったことを暗に語っている。

西岡氏らが多数の読者を獲得することを第一目標とする雑誌社の協力の下で学者・言論人として度を越した「捏造」表現を執拗に繰り返して植村氏の名誉を毀損し続けたこと、それは単なる名誉棄損ではない。植村論難の最終段階では当該雑誌社記者の挑発的記事が掲載され、その記事に西岡氏が「(植村記事は) 捏造記事と言っても過言ではありません。」とのコメントを寄せ、それをきっかけに不特定多数による植村氏へのバッシングが激増した。そうした因果関係を、事件の経緯、脅迫状の内容から特定することは可能である。裁判所が訴訟指揮すべきは、その因果関係の究明であり、市民感覚では西岡氏らの結果責任が問われて然るべきである。

しかしながら植村氏の最終意見陳述を受けた地裁判決は植村氏が被った現実の被害を全く顧みない内容となった。

植村弁護団は、地裁判決が西岡氏の植村氏に対する名誉棄損を免責したことについて、声明の中で次のように述べている。

「(略)・・・相当性の抗弁により免責を認めるためには、その報道された事実を基礎づける確実な根拠・資料が必要であるというのが確立した判例である。本件判決は、そのような根拠・資料がなく、とりわけ、植村氏が嘘を嘘と知りながらあえて書いたか否か、本人の認識について全く取材せず、「捏造」という強い表現を用いたことを免責しており、従来の判例基準から大きく逸脱したものである。・・・(略)」

植村弁護団の評価によれば、地裁判決が認定した西岡氏の捏造表現の根拠は極めて不十分であり、従来の判例基準を逸脱したものである。

では西岡氏の捏造表現のいかなる公益性によって、植村氏に対する西岡氏の名誉棄損が免責されたのだろうか。地裁判決は西岡氏の文春記事について次のように認定した^[18]。

「従軍慰安婦問題は 2014 年当時においても国際的に重要な問題であり、大学の教員を誰が務めるかは公共の利害に関わる事柄であった。文春記事の読者の一部が、大学に対し、原告植村を雇用することについて抗議したことが認められるが、被告西岡の文春記事自体は大学への抗議を煽動するものとは認められない。」（[18]49 頁、要約は筆者による。）

地裁判決は、官僚的な建前に終始しており、植村氏に対する西岡氏の重大な名誉棄損を免責するに値する公益性の所在を、他人事のように、「大学教育」という抽象的な場に押し込んでいる。現実には、抽象的な「大学教育」の問題ではなく、切実な雇用と経営判断の問題であった。大学経営者は、植村氏が大学に提出した資料を手にする事なく、従軍慰安婦問題の国際的重要性とは全く無関係に、植村氏を雇用することで予想される混乱を避けることを第一として、植村氏との雇用契約を解除するに至った。

西岡氏は自らの行為が如何なる結果をもたらすか、大学教員の経験者として十分承知していたはずである。しかし決してそのような事柄を雑誌論文に書くことはないだろう。西岡氏の論文に、捏造記事と国益毀損のキーワードを除いて、当該大学への抗議を煽動するフレーズが含まれていないのは自明であり、地裁判決の想像力欠如と言うほかはない。

8. まとめ

最後に、植村裁判地裁判決の全体像を概観する（図 2 参照）。図 2 で、実線矢は地裁判決における「認定摘示事実」とその真実相当性もしくは真実性を証明する証拠・根拠の関係を示す。矢先、矢元はそれぞれ「認定摘示事実」、「証拠・根拠」を示している。それに対し、点線矢は、地裁判決では言及されていないが、「認定摘示事実」とその反証に成り得る証拠・根拠を示す。例えば元慰安婦の訴状（平成 3 年訴訟）は、地裁判決では、「認定摘示事実 3」の真実性を補強する証拠として用いられたが、観点を換えれば、1991 年当時、植村記事を含む慰安婦報道が実際には韓国における慰安婦問題の取り組みを正しく報道していたという意味で、「認定摘示事実 3」を強く否定する根拠となり得ることを示す。また旧日本軍の従軍慰安婦問題への国際社会の理解は大局的には今後も揺らぐことはなく、かつての戦争犯罪の一つとして日本は国際社会から問題究明を迫られ続け、免責されることはない。植村記事による報道の正当性を裏付けるものである。

「認定摘示事実 1～3」を結ぶ双方向の矢線は、「認定摘示事実」が相互に補完しあうことを示すが、あくまで地裁判決で描いた構想であり、実際には 4-2 節で述べたように排除し合う可能性もあり、またどれか一つが否定されると論証全体が崩壊する。

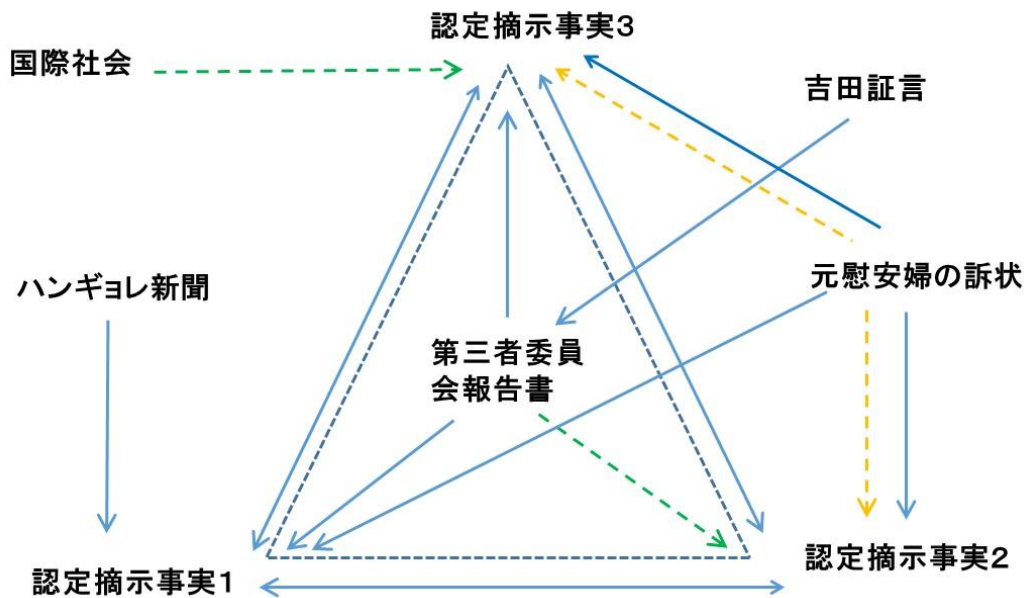


図2 地裁判決の論証スキーム

【著者のコメント】本論文執筆の経緯

著者が植村裁判に関心を寄せるようになったのは、『マケルナ北星！の会』（略称：マケルナ会）の神沼公三郎さんから「マケルナ会シンポジウムのご相談」という電子メール（2015年8月26日付）を頂いてからです。「マケルナ会」というのは、当時、植村隆さんが非常勤講師をしておられた北星学園大学（札幌）に植村さんの解雇をせまる脅迫状が多数届いたため、事態の複雑化を恐れた学園当局が、次年度、植村さんと契約を交わさないのではないかと観測があり、植村さんの非常勤講師継続に向けて支援するために結成された会です。それ以降、本年2020年3月5日に至るまで、植村裁判の経過その他植村さんの活動について、神沼さんから、さまざまな情報をお知らせいただきました。

2018年の8月9日の札幌地裁判決後、神沼さんから、判決全文と判決についての各紙の記事が送られてきました。そこで驚いたのは、植村さんが北星学園等で甘受せざる得なくなった災難と判決のギャップであり、一記者に対する「記事捏造」という究極の名誉棄損によって誘引された迫害を、「そう信ずるに足る十分な理由があった（真実相当性）」などの官僚的言い回しで免責する裁判はどこかおかしいと直感的に感じた次第です。

さて、昨年2019年11月、李栄薫著「反日種族主義」の日本語版が文藝春秋社から出版されましたが、同書をハングルで読破された知人から紹介され、何が書いてあるか読んでみようという気になりました。この本は三部から構成され、第三部が「種族主義の牙城、慰安婦」ですが、その書き出しは「葛藤の原因 一九九一年、日本軍慰安婦問題が発生しました。金学順さんという女性が日本軍慰安婦だった自分の経歴を告白しました。・・・（略）・・・それから今までの二八年間、この問題をめぐって韓国と日本の関係は悪化の道を歩んできました。・・・（略）」となっています。ここにいう「今までの二八年間」の

日韓関係はまさに植村裁判の背景となる時代です。では、李栄薫氏が言うように 1991 年に初めて日本軍慰安婦問題が発生したのか、そうではありません。第二大戦直後に日本軍が占領地のオランダ人女性に慰安婦を強制した「スマラン慰安所事件」が発覚し、オランダの軍事法廷で日本軍将校 7 名と慰安所経営者 4 名が戦争犯罪で有罪になっています。

([6]175～188 頁)

残念ながら、欧米諸国は、アジア人女性の人権侵害までは意識が回らず、アジア諸国にも「従軍慰安婦＝戦争犯罪」という意識が薄かったため、戦後しばらく、李栄薫氏が言うように、1991 年まで放置されてきたということです。

植村裁判の意義は、もともと存在しなかった日韓間の従軍慰安婦問題が、韓国女性団体の呼びかけに応じて戦後初めて元慰安婦が名乗り出たことを一早く報道した新聞記者たちによって捏造されたのか、あるいは人権意識の高まりによって浮かび上がったのか、日本国憲法・国際法に照らしてどう判断すべかが問われることにあります。その意味で植村裁判を検証することは重要だと考えられます。

[参考文献]

- [1] 「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件 訴状」 1991.
- [2] 植村隆「平成 3 年 8 月 11 日付記事, 朝日新聞大阪版 27 面」 1991.
- [3] 喜多義憲「平成 3 年 8 月 15 日付記事, 北海道新聞社会面」 1991.
- [4] 植村隆「平成 3 年 12 月 25 日付記事, 朝日新聞大阪版 5 面」 1991.
- [5] 「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>, 1993.
- [6] 吉見義明「従軍慰安婦」岩波新書 384, 1995.
- [7] ”United States House of Representatives House Resolution 121”
https://en.wikisource.org/wiki/United_States_House_of_Representatives_House_Resolution_121, 2007.
- [8] 吉見義明「日本軍「慰安婦」制度とは何か」岩波ブックレット 784, 2010.
- [9] 朝日新聞社慰安婦報道第三者委員会「第三者委員会報告書」 2014.
- [10] 朝日新聞社「記事を訂正, おわびしご説明します」,
<https://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122337.html>, 2014.
- [11] 土井敏邦「日々の雑感 320 : 「朝日新聞 第三者委員会報告書」を読んで (1)」
<http://www.doi-toshikuni.net/j/column/20141225.html>, 2014
- [12] 「植村裁判 (平成 27 年 (ワ) 第 390 号 損害賠償請求事件) 東京訴状 (要旨抜粋)」
<https://sites.google.com/site/uemuraarchives/sojoutokyo>, 2015.
- [13] 「櫻井よしこ氏が慰安婦記事訴訟で記者会見(2018/11/15)」 SANKEI NEWS LIVE, 2018.

- [14] 「元朝日新聞記者の植村隆氏が記者会見 慰安婦記事めぐり訴訟(2018/11/15)」 THE PAGE, <https://www.facebook.com/thepage.jp/>, 2018.
- [15] 植村隆「植村氏の最終意見陳述（全文）」植村裁判資料室,
<https://sites.google.com/site/uemuraarchives/tokyobouchou14>, 2018.
- [16] 植村裁判取材チーム「慰安婦報道 [捏造] の真実－検証・植村裁判」花伝社,
2018.
- [17] 「結審後に弁論を再開 被告側に証拠を追加提出させる「公正な裁判を妨げる」裁判官を忌避」植村裁判資料,
<https://sites.google.com/site/uemuraarchives/tokyo15kai>, 2019.
- [18] 「植村裁判（平成 27 年（ワ）第 390 号 損害賠償請求事件）東京判決全文」2019.
- [19] 植村訴訟東京弁護団「植村裁判 東京判決抗議声明」
<https://sites.google.com/site/uemuraarchives/hanketsukougitokyo1>, 2019.
- [20] 「植村裁判 東京控訴審第 1 回 意見陳述」
<https://sites.google.com/site/uemuraarchives/tokyokouso1kaiikentinjutu>, 2019.
- [21] 李栄薫「反日種族主義 日韓危機の根源」文藝春秋, 2019.
- [22] 「植村裁判（令和元年（ネ）第 3134 号 損害賠償等請求控訴事件）東京控訴審判決全文」2020.
- [23] 植村訴訟東京弁護団「植村裁判 東京控訴審抗議声明」
<https://sites.google.com/site/uemuraarchives/tokyokousosinkougi>, 2020.
- [24] 「2020 年 3 月 3 日の東京高裁判決内容を解説いたします。（その 1）」歴史認識問題研究会ホームページ, <http://harc.tokyo/?p=1327>, 2020.

(2020 年 5 月 21 日受理)

(2020 年 6 月 4 日改稿受理)

(短信)

インターネット社会のスケープゴートティング

早野慎吾(都留文科大学教授)

Online Scapegoating

HAYANO Shingo

1. スケープゴートティング

民衆の不満や怒りの解決のためにある個人や集団を攻撃の標的とすることをスケープゴートティングという。簡単に言うと、誰かを犠牲にして自分たちが感じている不満やストレスから目を逸らそうとする心理である。現代のネット社会は、匿名性を隠れ蓑にしたスケープゴートティングを容易にした。その特徴は、少しの過ちを重大な「悪」としてここぞとばかりに攻撃することで、「ネット私刑」などと表現する人もいるが、筆者は、ネットスケープゴートティングと表現している。本稿では省略形「ネスケ」と表現する。コロナ感染を知っていて山梨から東京まで移動した20代女性の「コロナ女」事件、沖縄でコロナ発病した俳優石田純一さんへの誹謗中傷などはすべてネスケである。攻撃する相手に全く欠点や非がないと、今度は攻撃した側が攻撃されるので、些細なミスを犯した人を攻撃する。

スケープゴート(生け贄のヤギ)とは、『旧約聖書』の故事から転じた術語であるが、新型コロナ騒動の不満やストレスから至る所でネスケが起きている。このネスケをマスコミが誘発していると思われる例もある。その一例がパチンコ業界へのバッシングである。パチンコ問題も筆者の研究テーマで、パチンコメーカー、パチンコホール、パチンコ組合などを調査している。余計なお世話ではあるが、調査時には社会貢献の重要性を説いてしまう。しかし、イメージの善し悪しでバッシングしてよいはずもない。

2. パチンコバッシング

自治体の休業要請に従わない店舗を見つけては、マスコミが報道してネスケが起きる。『店が営業している』など110番通報急増(4月24日 日テレNEWS24)とパチンコ店や飲食店が営業している事への苦情が急増していると報道された。その後も、「休業指示後も神戸のパチンコ店が営業 トラブル警戒で警察官の姿も」(5月2日毎日新聞)、「各地のパチンコ店前で小競り合い! 「閉店しろ」「並ぶな」と警官も出動する騒ぎ」(5月7日 J-CASTニュース)など、毎日のようにパチンコ関連の報道がされた。TBS系「ひるおび!」に至っては、コメンテーターが「その中でも営業に踏み切るとするのは、これだけ業種がある中で、感染症のまん延防止という非常に公共性の高い要請に、従ってこない代表がパチンコ店になってるわけですよ」「これだけ公共性の高い要請に従ってこないパチンコ店が少な

からずあるという事は、ある意味、反社会的勢力の一步手前ですよ」(5月8日スポーツ報知配信)と語ったそうである。「反社会的勢力の一步手前」発言は、明らかに問題である。

3. パチンコ店と組合

パチンコ店は民営なので、自治体の休業要請を受け入れるか否かの最終判断は、オーナーが行う。全国のパチンコ店は9,639店舗(2019年12月警察庁発表)ある。その多くが中小企業に属する業界で、この店舗数が100%足並みをそろえるのは不可能に近い。新型コロナ騒動が起きる前に店舗を拡大して多額の借金を抱えている企業もあれば、すでに安定している企業もあり、その台所事情は様々である。東京都遊技業協同組合(都遊協)に問い合わせたところ、借金で休業イコール廃業になるホールもあり、足並みをそろえるのが厳しいとのことであった。

パチンコ店は民営なので、全体の統一を図るために全日遊連や日工組などの組合を作った。全日遊連は主にホール関連の組織(都遊協は全日遊連の下部組織)で、日工組は遊技機メーカー関連の組織である。しかし、組合という性質上、法的な強制力はなく、公営のように命令を下すこともできない。

「ひろおび!」で「反社会的勢力の一步手前」発言が起きる休業状況は、2020年4月30日時点では全国で約92%、東京都を含む28都府県で100%を達成している。実は、4月24日、都遊協は「加盟店舗が都の休業要請に応じずに25日以降も営業し続けた場合、組合を除名する手続きを検討する」と組合員(加盟パチンコ店)に通達している。休業イコール廃業になるホールもある状況で、「除名手続き」という最後のカードを切った。この時点では、5月6日(連休明け)に緊急事態宣言が解除されると予想していたが、東京都は解除されなかった。そこで5月7日、東京都では33店舗がフライング気味に営業を再開する。東京都のパチンコホールは772店舗(2020年4月現在)あるので、約96%が自治体の休業要請に従っていた。本来、比較する他業種のデータが必要であるが、廃業リスクの高まっている状況で、96%の休業率は決して悪くないと考える。

4. 飴と鞭

自治体要請に従わない代表とするには、各業種の休業率を提示する必要がある、そうでないなら、パチンコ業界を「自治体要請に従わない代表」という発言はすべきでないし、公平性という観点からも問題といえる。96%が休業しているのも関わらずバッシング対象とされた場合、「休業しても営業しているといわれるのなら、営業した方がよい」と考えるオーナーが出てくることも想像できる。さらに、営業店が増えれば「正直者が馬鹿を見る」となり、自治体要請を受け入れた店舗ばかりが不利益を被ることになる。自治体が求めているのは、休業であり、バッシングではない。休業していたにもかかわらず、バッシングを受ければ、業界内での不満が高まる。不満が高まれば、自治体要請を受け入れる方針の組合の指示に従う店舗が少なくなり、統率機能が失われることになる。結局、都遊協の執行部は、総辞

職という選択を選ぶことになった。休業要請に従わない店舗をバッシングするなら、要請に従った店舗を評価する必要がある。都のように要請に従わない店舗を公表するのではなく、従った店舗を公表する方法もあった。この方法なら、休業日数により優良な店舗がわかる。都知事は「鞭」でパチンコ業界の休業を求めたが、従った店を公表するという「飴」で対応することもできたはずである。

5. 一億総ネスケ化

不必要なバッシングは悪い結果をもたらす。営業しているパチンコ店を見つけては、マスコミが報道して、ネット民はパチンコ業界全体をバッシングする。偶然かどうかはわからないが、「ひるおび！」の「反社会的勢力の一步手前」発言から、なし崩しに営業し出すパチンコ店が増え、組合の要請は聞き入れられないようになる。

偏った情報や批判は、多くのスケープゴートを生み出すことになる。現代のネット社会では、すべての国民がスケープゴートになる可能性も、生み出す可能性もある。昭和の時代、テレビの出現による思考力低下現象を社会評論家の大宅壮一は「一億総白痴化」と表現した。ネット社会が発達した令和の時代は「一億総ネスケ化」といえる。

スケープゲーティングの典型的な例とされるのが、経済的破綻の危機に直面したドイツで、ナチスが問題のすべてをユダヤ人の陰謀のせいにしてユダヤ人攻撃をはじめたことである。ユダヤ人迫害で、ドイツは多くの優秀な人材を失い、不幸な結果を招いた。歴史は物語っている。コロナ騒動で極限まで来ている今だからこそ、歴史を教訓にした冷静な行動が求められる。

(2020年6月4日受理)

『言論の研究と教育』

1. 本誌は、年一回発行を基本とする。
2. 投稿は原則として会員に限る。
3. 原稿の内容は、言論研究（会則参照）と関連があるものに限る。
4. 原稿の採否は編集委員が審査し、決定する。また、審査段階で修正を依頼することがある。
5. 使用言語は日本語または英語とし、横書きとする。
6. 原稿は完全原稿とし、未発表論文（口頭発表を除く）に限る。
7. 原稿の長さは図・表を含めA4判サイズで10枚を越えないことを基本とする。
8. 原稿の左右・上下の余白は以下に示した例に従うこととする。日本語の原稿は40字×40行を基本とする。英語の原稿はダブルスペース、または1.5スペースで40行を基本とする。原稿の1ページ目は、タイトル、氏名、所属をこの順に記し、それに本文を続けることとする。頁ナンバーは、原稿の裏に鉛筆で記すこと。ワードによる電子媒体で投稿する場合は頁ナンバーの記載は不要。



原稿は随時受け付けるが、次号（Vol.4）の締め切りは2021年5月末日とする。